

平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A (VOL.1)

(注) 現時点での整理であり、今後変更がありうるものである。

1	共通事項	1
2	訪問系サービス共通	3
3	居宅介護	7
4	重度訪問介護	8
5	重度障害者等包括支援	10
6	日中活動系サービス共通	10
7	生活介護	11
8	児童デイサービス	12
9	自立訓練(機能訓練)	13
10	就労移行支援	13
11	就労継続支援A型	15
12	就労継続支援B型	15
13	施設入所支援	16
14	短期入所	17
15	共同生活介護・共同生活援助	20
16	サービス利用計画作成費	24
17	障害児施設関係	25

平成21年3月12日(木)

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

1 共通事項

【新規加算の届出の時期について】

問 1-1

都道府県知事への届出が必要な加算について、平成 21 年 4 月から加算を算定しようとする場合は、事業所等から都道府県への体制加算の届出はいつまでにする必要があるのか。

(答) 通常、4 月から加算の算定を開始する場合は 3 月 15 日までに都道府県へ届出を行うこととなるが、平成 21 年度に報酬改定を実施することを踏まえ、4 月中に届けられた新規加算については 4 月分の報酬からの算定が可能な取扱とする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1-2

標記の加算算定については、報酬告示の新旧対照表において、「常勤で配置されている従業員のうち・・・」とされているところだが、この場合、常勤とは、正規、パート等による職種は問わないものか。

(答) 常勤とは、各事業所において定められる常勤の従業員が勤務すべき時間数に達している従業員（指定基準解釈通知）であり、正規・非正規の別は問わない。

たとえば、所定労働時間が週 40 時間である事業所の場合、正規・非正規問わず 40 時間勤務している者については「常勤」として当該加算の計算を行うこととする。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1-3

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）の「3 年以上従事している従業員」の 3 年としてとらえられる職種・業務の範囲はどのようなものか。

(答) 「3 年以上従事している従業員」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には平成 21 年 4 月における勤続年数 3 年以上のものは、平成 21 年 3 月 31 日時点で勤続年数が 3 年以上であるものをいう。

勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業（指定旧法施設支援を含む）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域生活支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1-4

職員の採用や退職により状況変動があった場合の取扱いは他の加算と同様か。

(答) 他の加算と同様、算定要件が満たせなくなる状況が発生した場合は、その旨を速やかに都道府県へ届け出ることとする。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1-5

福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)の算定における常勤割合については、常勤換算で75%以上必要であるのか、それとも従業者の人数(頭数)が75%以上必要なのか。

(答) 常勤換算で常勤で配置されている従業者の割合が75%以上であればよい。

例)・職員総数(常勤換算) 10人
・うち常勤職員 8人
→常勤職員の割合 80%

よって、この事業所は福祉専門職員配置等(Ⅱ)を算定可能である。

【福祉専門職員配置等加算】

問 1-6

管理者、サービス管理責任者と兼務を行っている生活支援員等については、「直接処遇職員として常勤で配置されている従業者」としてカウントしてよいのか。

(答) 管理者に関しては、人員配置基準上、支障のない範囲内において直接処遇職員との同時並行的兼務が可能とされているため、直接処遇職員の業務を行う時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合には、常勤の従業者として計上して差し支えない。

一方、常勤で配置されているサービス管理責任者については、直接処遇職員との兼務が認められていないため、当該加算への算入はできない。

ただし、非常勤で配置されているサービス管理責任者(2人目以降のサービス管理責任者等)であって、一定時間生活支援員等として勤務している場合には、福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)の算定における、常勤従業者の割合を算定する際の分母に含めることとする。

【福祉専門職員等配置加算】

問 1-7

福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)の算定要件として、「生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。」とあるが、

- ① 過去に3年以上、常勤かつ生活支援員として従事している必要があるという理解でよいか。(たとえば過去に事務職員の期間を含めてかまわないか)
- ② 育児休暇などの休職期間があっても、合計して3年以上であれば算定要件を満

たすか。

(答)

- ① 過去に生活支援員等として従事している期間とする。(事務職員としての期間は含まない)
- ② お見込みのとおり。

【利用者負担上限額管理加算】

問 1-8

以下の月について、加算の算定の可否如何。

- ① 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月
- ② 上限額管理事業所及び他事業所を利用した月
- ③ 上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月

(答)

- ① 上限額に達しているか否かにかかわらず、加算を算定できない。
- ② " 加算を算定できる。
- ③ " 加算を算定できる。

【医療連携体制加算】

問 1-9

医療機関等との連携については、看護職員の訪問について文書により医療機関と契約を締結することを要するのか。

また、「医療機関等」の「等」とは、どのような機関を想定しているのか。また看護職員の範囲はどこまでか。

(答) 医療機関等と文書による契約を締結することとする。

また、「医療機関等」とは例えば、同一法人内の施設において配置基準以上の看護職員が配置されており、同施設の運営に支障がない範囲で同施設の医師の指示により派遣される場合なども考えられる。

なお同一法人内において行う場合は、法人内の医療体制にかかる実施計画等を作成し、看護職員が配置されている本体施設に支障がないよう留意すること。

看護職員は、看護師、准看護師及び保健師とする。

2 訪問系サービス共通

【特定事業所加算】

問 2-1

訪問系サービス事業者において、特定事業所加算を取得すれば、利用者の自己負担額も増加することになるが、加算を取得した上で、負担軽減のため、特定の利用者に対して加算を行わないという取扱いをすることは可能か。

(答) 加算を取得した上で、利用者間に加算の適否の差を付けることは、利用者間の不合理な負担の差を是認することにつながりかねないと考えられるので認められない。

したがって、加算を取得するか、あるいは利用者の負担を考慮して取得しないかのどちらかを、あらかじめ各事業者が十分検討の上、選択する必要がある。

【特定事業所加算】

問2-2

特定事業所加算の算定要件については、毎月満たしていなければならないのか。また、要件に該当しないことが判明した場合の取扱いはどのようになるのか。(変更は該当月からの変更となるのか。それとも翌月からの変更となるのか。)

(答) 基本的には、加算取得の届出後についても、常に要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとする。

【特定事業所加算】

問2-3

特定事業所加算の算定要件の一つである「従業員ごとの研修計画」については、どのようなものを作成するのか。

(答) 当該事業所における従業員の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成する。

【特定事業所加算】

問2-4

特定事業所加算の算定要件の一つである「訪問系サービス事業者が実施する健康診断」の取扱いはどうなるのか。また、上記の健康診断を非常勤従業員が自己の希望により自己負担で保健所等において受診した場合や定期的に受診する場合の取扱いはどうなるのか。

(答) 事業者が実施する健康診断は、労働安全衛生法と同等の定期健康診断である。健康診断については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業員も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施するものとする。

平成21年度については、当該健康診断等が当該年度中に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。また、年度途中から新規に事業を開始する場合においても、同様の取扱いとする。

なお、従業員が事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受診することを希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断を受診し、その結果を証明する書面を提出した場合は、健康診断を受診したものとして取り扱って差し支えない。

【特定事業所加算】

問2-5

特定事業所加算の算定要件の一つである「緊急時における対応方法の明示」はどのように行うのか。

(答) 当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記

載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。

【特定事業所加算】

問2-6

特定事業所加算の算定要件の一つである「熟練した従業員の同行による研修」の熟練した従業員とはどのような従業員を想定しているのか。

(答) 新規に採用した従業員に対する適切な指導が必要であることから、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業員(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業員)を想定している。

【特定事業所加算】

問2-7

特定事業所加算の算定要件の一つである「従業員の総数のうち、介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合」はどのように算出するのか。

(答) 前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の一月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。

なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

また、加算の届出に当たっては、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の従業員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。

なお、割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

【特定事業所加算】

問2-8

特定事業所加算の算定要件の一つである「常勤(週32時間以上の者)の従業員によるサービス提供時間の占める割合」の常勤はどのような範囲の従業員をいうのか。

(答) サービス提供時間に含まれるすべての常勤の従業員が対象となる。

例えば、居宅介護及び重度訪問介護のサービスを提供している事業所において、居宅介護事業所の「常勤の従業員によるサービス提供時間の占める割合」を算出する際に、主に重度訪問介護に従事している常勤の従業員が行った居宅介護のサービス提供時間についても、居宅介護事業所の「常勤の従業員によるサービス提供時間」に含まれる。

また、常勤のサービス提供責任者が従業者としてサービス提供を行った場合の時間数についても「常勤の従業者によるサービス提供時間」に含まれる。

なお、常勤の従業者とは、事業所で定めた勤務時間（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）のすべてを勤務している従業者をいう。

【特定事業所加算】

問2-9

特定事業所加算の算定要件の一つである「サービス提供責任者の実務経験」については、サービス提供責任者としての実務経験をいうのか。

(答) サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護等に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

【初回加算】

問2-10

初回加算を算定する場合の取扱いはどのようになるのか。

(答)

- ① 初回加算は、初回時のほか、利用者が過去2月に当該事業所からサービスの提供を受けていない場合に算定される。
- ② 例えば、居宅介護と行動援護といった複数のサービスを1人の利用者に提供する場合、それぞれのサービスにおいて初回加算を算定できる。
- ③ サービス提供責任者が、従業者のサービス提供に同行した場合については、指定基準第19条に基づき、同行した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、従業者のサービス提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても算定は可能である。

【緊急時対応加算】

問2-11

緊急時対応加算を算定する場合の取扱いはどのようになるのか。

(答)

- ① 当該事業所のサービス提供責任者が、利用者又はその家族等から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、介護計画上に位置付けられていないサービス提供を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定できるものとする。
- ② 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。
- ④ 緊急時対応加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、指定基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、サービスの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。

【特別地域加算】

問 2-12

特別地域加算の適用地域に居住している利用者に対して、指定基準第 3 1 条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定基準第 2 1 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることができるか。

(答) 特別地域加算が適用となるため、交通費の支払いを受けることはできない。

3 居宅介護

【居宅介護】

問 3-1

特定事業所加算の要件イ(2)の(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」はどのように開催するのか。

(答) サービス提供責任者が主宰し、登録型の従業者も含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。

なお、利用者に対して 24 時間 365 日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者 1 人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。

会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ(2)の(一)については、下線部を除き、同じ取扱いとする。

【居宅介護】

問 3-2

特定事業所加算の要件イ(2)の(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とはどのような内容か。

(答) 少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載する必要がある。

- ・利用者の ADL や意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ(2)の(二)についても同じ取扱いとする。

【居宅介護】

問3-3

特定事業所加算の要件イ(2)の(二)の「文書等の確実な方法」とはどのような方法か。

(答) 直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

なお、利用者に対して24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。

また、従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告についてもFAX、メール等によることが可能であるが、報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存する必要がある。

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ(2)の(二)については、下線部を除き、同じ取扱いとする。

【居宅介護】

問3-4

特定事業所加算の要件イ(8)の「指定居宅介護の利用者(障害児を除く)の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合」はどのように算出するのか。

(答) 前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の一月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

ただし、重度者に対し、頻回に対応しているか否か等の実態についても踏まえる観点から、利用回数も勘案して算出することとする。

また、加算の届出に当たっては、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用回数の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。

なお、割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

※ 行動援護の特定事業所加算の要件イ(8)についても同じ取扱いとする。

4 重度訪問介護

【重度訪問介護】

問4-1

特定事業所加算の要件イ(2)の(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」はどのように開催するのか。

(答) サービス提供責任者が主宰し、登録型の従業者も含めて、当該事業所においてサ-

ビス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね一月に一回以上開催されている必要がある。

なお、利用者に対して24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用するものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。

【重度訪問介護】

問4-2

特定事業所加算の要件イ(2)の(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とはどのような内容か。

(答) 少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載する必要がある。

- ・ 利用者のADLや意欲
- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前月(又は留意事項等に変更があった時点)のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な事項

また、「毎月定期的に」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。

なお、「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。

【重度訪問介護】

問4-3

特定事業所加算の要件イ(6)の「24時間派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供している」事業所とはどのような事業所をいうのか。

(答) 前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含み年間を通して、24時間派遣が可能となっている事業所をいう。

なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含み年間を通して24時間体制でサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

【重度訪問介護】

問4-4

特定事業所加算の要件イ（9）の「指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者の占める割合」はどのように算出するのか。

（答）前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の一月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。

ただし、重度者に対し、頻回に対応しているか否か等の実態についても踏まえる観点から、サービス提供時間数も勘案して算出することとする。

また、加算の届出に当たっては、次の取扱いによるものとする。

イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。

ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間のサービス提供時間数の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。

なお、割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。

5 重度障害者等包括支援

【重度障害者等包括支援】

問5

重度障害者等包括支援の対象者の要件について、これまでの「気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者」を「人工呼吸器による呼吸管理を行っている者」に変更した意図はどのようなものか。

（答）パイパップ（鼻マスク）使用者については、気管切開していないものの症状が進行し、発語が困難になることにより、従業者がその意思を読み取ることが極めて困難になるなど支援の困難性が高いことから、重度障害者等包括支援の対象拡大を図るものである。

また、これに伴い、重度訪問介護における15%加算についても、パイパップ（鼻マスク）使用者へ対象拡大を図るものである。

6 日中活動系サービス共通

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算】

問6-1

今回、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）」という表現となっている。

文章の前半部分で、「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」と限定されており、視覚・聴覚言語障害者に対するサービスの提供に対する評価と考えた場合、文章の後半部分に記載されている「知的障害」は、必ずしも「重度の知的障害」に限定されない（重度以外でも可）と解してよいか。

（答）お見込みのとおり。

【リハビリテーション加算】

問6-2

リハビリテーション加算は、リハビリテーション実施計画を作成されている利用者について、その利用日全部について算定されるのか、それともリハビリテーションを受けた日のみに算定されるのか。

（答）当該利用者については、利用日全部について算定される。

【欠席時対応加算】

問6-3

欠席時対応加算については、事業所からの請求によるのか。実績記録票への記載等を考えているか。

（答）欠席時対応加算については、実績記録票への記載を考えている。

7 生活介護

【生活介護の人員配置】

問7

生活介護の基本報酬について平均障害程度区分に基づく評価から利用者個人の障害程度区分に基づく評価へと見直されているが、平成21年4月以降の事業所における人員配置については、①最低基準を満たせばよいということになるのか、あるいは②従来の報酬区分に基づく人員配置が必要となるのでしょうか。

（答）平成21年4月以降は、生活介護における人員配置の最低基準を満たせば、定員区分に応じた基本報酬の算定が可能となる。

例：利用者の平均障害程度区分が4.5である生活介護事業所における人員配置
→最低基準に基づき、5：1以上であれば足りる。

例：利用者の平均障害程度区分が4.5である生活介護事業所における人員配置
→最低基準に基づき、5：1以上であれば足りる。